

関西電力株式会社高浜発電所第2号機の  
原子炉等規制法に基づく工事の計画の認可申請の概要

1. 申請者及び申請年月日等

申請者：関西電力株式会社 取締役社長 岩根 茂樹

申請年月日等：

2019年10月 3日（関原発第246号）

2. 発電用原子炉を設置する工場又は事業所の名称及び所在地

名称：高浜発電所

所在地：福井県大飯郡高浜町田ノ浦

3. 発電用原子炉施設の出力量及び周波数

出力： 3, 392, 000 kW

第1号機： 826, 000 kW

第2号機： 826, 000 kW（今回申請分）

第3号機： 870, 000 kW

第4号機： 870, 000 kW

周波数： 60 Hz

4. 申請範囲

核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設

4 使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備

(2) ポンプ

可搬型

・送水車（1号機設備、1・2・3・4号機共用）

6 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の基本設計方針、適用基準及び適用規格

7 設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する次の事項

(1) 品質保証の実施に係る組織

(2) 保安活動の計画

(3) 保安活動の実施

(4) 保安活動の評価

(5) 保安活動の改善

原子炉冷却系統施設（蒸気タービンに係るものを除く。）

7 非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備

(1) ポンプ

可搬型

- ・送水車（1号機設備、1・2・3・4号機共用）
- 1 1 原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）の基本設計方針、適用基準及び適用規格
- 1 2 設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する次の事項
  - （1）品質保証の実施に係る組織
  - （2）保安活動の計画
  - （3）保安活動の実施
  - （4）保安活動の評価
  - （5）保安活動の改善

#### 蒸気タービン

- 2 蒸気タービンの附属設備
  - （3）給水ポンプ、貯水設備及び給水処理設備  
可搬型
    - ・送水車（1号機設備、1・2・3・4号機共用）
- 3 蒸気タービンの基本設計方針、適用基準及び適用規格
- 4 設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する次の事項
  - （1）品質保証の実施に係る組織
  - （2）保安活動の計画
  - （3）保安活動の実施
  - （4）保安活動の評価
  - （5）保安活動の改善

#### 原子炉格納施設

- 3 圧力低減設備その他の安全設備
  - （1）格納容器安全設備  
ハ ポンプ  
可搬型
    - ・送水車（1号機設備、1・2・3・4号機共用）
- 4 原子炉格納施設の基本設計方針、適用基準及び適用規格
- 5 設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する次の事項
  - （1）品質保証の実施に係る組織
  - （2）保安活動の計画
  - （3）保安活動の実施
  - （4）保安活動の評価
  - （5）保安活動の改善

#### その他発電用原子炉の附属施設

- 1 非常用電源設備
- 2 非常用発電装置
  - （4）燃料設備

- ロ 容器
          - 可搬型
            - ・タンクローリー（1号機設備、1・2号機共用）
            - ・タンクローリー（1号機設備、1・2・3・4号機共用）
  - 4 非常用電源設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格
  - 5 設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する次の事項
    - (1) 品質保証の実施に係る組織
    - (2) 保安活動の計画
    - (3) 保安活動の実施
    - (4) 保安活動の評価
    - (5) 保安活動の改善
- 4 火災防護設備
  - 3 火災防護設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格
  - 4 設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する次の事項
    - (1) 品質保証の実施に係る組織
    - (2) 保安活動の計画
    - (3) 保安活動の実施
    - (4) 保安活動の評価
    - (5) 保安活動の改善
- 6 補機駆動用燃料設備（非常用電源設備及び補助ボイラーに係るものを除く。）
  - 1 燃料設備
    - (2) 容器
      - 可搬型
        - ・送水車燃料タンク
        - ・送水車燃料タンク（1号機設備、1・2・3・4号機共用）
        - ・軽油用ドラム缶（1号機設備、1・2号機共用）
        - ・タンクローリー（1号機設備、1・2号機共用）
        - ・タンクローリー（1号機設備、1・2・3・4号機共用）
  - 2 補機駆動用燃料設備（非常用電源設備及び補助ボイラーに係るものを除く。）の基本設計方針、適用基準及び適用規格
  - 3 設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する次の事項
    - (1) 品質保証の実施に係る組織
    - (2) 保安活動の計画
    - (3) 保安活動の実施
    - (4) 保安活動の評価
    - (5) 保安活動の改善

5. 工事の種類・内容

種類：発電用原子炉の基数の増加の工事以外の変更の工事

内容：送水車の燃料を軽油から重油に変更する等の変更

6. 申請理由

高浜発電所第3号機及び第4号機において安全性向上の観点から、核燃料物質取扱施設及び貯蔵施設のうち使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備、原子炉冷却系統施設（蒸気タービンに係るものを除く。）のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備、蒸気タービンのうち蒸気タービンの付属設備及び原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備（格納容器安全設備）のうち消防ポンプを送水車に変更することを踏まえ、高浜発電所第1号機及び第2号機の送水車（予備1）について、1・2号機共用から1・2・3・4号機共用に見直すこと等により、要目表他の記載内容を変更すること